財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下ｂにおいて「基本方針」という。）を定めている会社において、当中間会計期間に当該基本方針に重要な変更があった場合にはその内容を記載すること。また、当中間会計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第３号に掲げる事項を記載すること。

ｃ　［略］

⑾　［略］

⑿　経営上の重要な契約等

［ａ～ｃ　略］

ｄ　当中間会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式１株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下ｄにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換又は株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

ｅ　［略］

⒀　［略］

⒁　［略］

⒂　［略］

⒃　［略］

⒄　中間財務諸表

第五号様式記載上の注意㉛から㉟までに準じて記載すること。

⒅　その他

第五号様式記載上の注意㊱に準じて記載すること。

⒆　提出会社の参考情報

第五号様式記載上の注意㊲に準じて記載すること。

⒇　関係会社の情報

ａ　当中間会計期間において、提出会社の関係会社（重要性の乏しい関係会社を除く。以下⑳において同じ。）に異動があった場合には、その内容を記載すること。

また、新たに提出会社の関係会社となった会社等については、当該関係会社の名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。）について記載すること。

［ｂ～ｆ　略］

(21)　保証の対象となっている社債（短期社債等を除く。）

第五号様式記載上の注意㊳に準じて記載すること。

(22)　継続開示会社たる保証会社に関する事項

第五号様式記載上の注意㊴に準じて記載すること。

(23)　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

第五号様式記載上の注意㊵に準じて記載すること。この場合において、第五号様式記載上の注意㊵ｂ中

なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第３号に掲げる事項を記載すること。

ｃ　［同左］

⑿　［同左］

⒀　経営上の重要な契約等

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　当中間会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式１株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下この様式において「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換又は株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

ｅ　［同左］

⒁　［同左］

⒂　［同左］

⒃　［同左］

⒄　［同左］

⒅　中間財務諸表

第五号様式記載上の注意㉜から㊱までに準じて記載すること。

⒆　その他

第五号様式記載上の注意㊲に準じて記載すること。

⒇　提出会社の参考情報

第五号様式記載上の注意㊳に準じて記載すること。

(21)　関係会社の情報

ａ　当中間連結会計期間において、提出会社の関係会社（重要性の乏しい関係会社を除く。以下(21)において同じ。）に異動があった場合には、その内容を記載すること。

また、新たに提出会社の関係会社となった会社等については、当該関係会社の名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。）について記載すること。なお、中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における提出会社の関係会社の異動の状況について、これに準じて記載すること。

［ｂ～ｆ　同左］

(22)　保証の対象となっている社債

第五号様式記載上の注意㊴に準じて記載すること。

(23)　継続開示会社たる保証会社に関する事項

第五号様式記載上の注意㊵に準じて記載すること。

(24)　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

第五号様式記載上の注意㊵に準じて記載すること。この場合において、第五号様式記載上の注意㊵ｂ中